

平成31年度電気通信主任技術者試験の公示

電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第15条に基づき、平成31年度電気通信主任技術者試験の実施の期日、場所、その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり、公示します。

平成31年2月1日

一般財団法人 日本データ通信協会
理事長 酒井善則

1 試験実施日

第1回 平成31年7月14日（日曜日）

第2回 平成32年1月26日（日曜日）

2 試験実施地及び試験会場

(1) 試験実施予定地（近郊都市も含む）

第1回 第2回 共通	札幌	仙台	さいたま	東京	横浜	新潟	金沢	長野	名古屋	大阪	広島	松山	福岡	熊本	那覇
------------------	----	----	------	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----

* 試験実施地は、受験票にて通知します。

(2) 試験会場

受験票により通知します。

3 試験申請の受付期間及び受付時間

申請区分	申請内容	申請受付期間および試験手数料払込期限
第1回	申請書による申請	平成31年4月1日（月）から5月9日（木）
	実務経歴による試験科目の免除申請を伴う試験申請	平成31年4月1日（月）から4月22日（月）
	インターネットによる申請	平成31年4月1日（月）から5月9日（木）
	インターネット申請の試験手数料払込期限	平成31年5月10日（金）
第2回	申請書による申請	平成31年10月1日（火）から11月7日（木）
	実務経歴による試験科目の免除申請を伴う試験申請	平成31年10月1日（火）から10月22日（火）
	インターネットによる申請	平成31年10月1日（火）から11月7日（木）
	インターネット申請の試験手数料払込期限	平成31年11月8日（金）

* 申請書による窓口での申請受付時間は、下記12の各事務所の窓口にて、受付期間中の平日の午前9時から午後5時までです。

* インターネットによる申請受付時間は、受付期間中の終日です。

4 試験種別

試験種別	試験種別の記号	専門分野	専門分野の記号
伝送交換主任技術者試験	A	伝送	A
		無線	B
		交換	C
		データ通信	D
		通信電力	E
線路主任技術者試験	C	通信線路	F
		通信土木	G
		水底線路	H

5 試験時間

	集合時間	試験時間	試験科目
第1回	9:45	10:00~13:00	「法規」と「伝送交換設備（又は線路設備）及び設備管理」
第2回			
共通	14:05	14:20~17:20	「専門的能力」と「電気通信システム」

6 試験申請の手続き及び試験手数料の払込方法

(1) 申請書による申請の場合

電気通信主任技術者試験申請書兼試験手数料払込取扱票用紙に必要事項を記入して、郵便局の窓口で試験手数料を払い込んだ後、下記6(3)の(一財)日本データ通信協会電気通信国家試験センターへ申請書を郵送してください。試験手数料については、下記12の(一財)日本データ通信協会各事務所の窓口でもお取り扱いします。なお、全ての試験科目についての試験免除の申請（以下「全科目免除」という。）及び実務経歴による試験科目の免除を伴う試験申請は、申請書による申請に限ります。

(2) インターネットによる申請の場合

インターネットによる申請方法はホームページ(<https://www.shiken.dekyo.or.jp>)を参照の上、手続きを行ってください。試験手数料の払込方法につきましては以下①~④にてお取り扱いします。

- 銀行を選択した場合は、指定された(一財)日本データ通信協会の銀行口座に全国銀行協会加盟の銀行の窓口又はATMで払込みをお願いします。
- コンビニエンスストアを選択した場合は、スマートビットカードのカード番号を入力し、コンビニエンスストア（ローソン、ファミリーマート、ミニストップの各店舗）で払込みをお願いします。
- 郵便局を選択した場合は、郵便局備え置き一般用の払込取扱票用紙に必要事項を記入し、(一財)日本データ通信協会の振替口座に郵便局の窓口で払込みをお願いします。
- 試験手数料については、下記12(一財)日本データ通信協会各事務所の窓口でもお取り扱いします。

なお、全科目免除及び実務経歴による試験科目の免除を申請する場合は、インターネットによる申請の受付は行いません。ただし、以前に経歴証明書を提出し、科目免除を認められた場合で同一種別の試験を申請するときは、インターネットによる申請の受付を行います。

(3) 証明書類の提出 科目免除申請をする場合に必要書類は、次の事務所に提出（郵送可）してください。提出期限は、受付締切日までです。

事務所	所在地	電話番号
(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター	〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2丁目11番1号 巣鴨室町ビル6階	03-5907-6556

7 申請書類の頒布

試験申請書その他必要書類は、下記12の(一財)日本データ通信協会各事務所の窓口又は郵送等(送料申請者負担)により無料頒布します。

8 試験科目及び出題方式

(1) 試験科目

ア 法規 イ 伝送交換設備及び設備管理(伝送交換主任技術者試験の受験者に限ります。) ウ 線路設備及び設備管理(線路主任技術者試験の受験者に限ります。)
エ 専門的能力 オ 電気通信システム

(2) 出題方式

択一方式(マークシート方式)

9 試験手数料

試験の種類	試験科目数 / 試験手数料				
電気通信主任技術者	全科目(4科目)受験	3科目受験	2科目受験	1科目受験	全科目免除
	18,700円	18,000円	17,300円	16,600円	9,500円

平成25年2月1日 改定

10 科目免除

科目合格者、一定の資格又は実務経歴等を有する者及び認定学校等の単位修得者は、申請により試験が免除される試験科目があります。

全科目免除申請については、上記6、7、8及び9によるほか「別記」のとおりとします。

11 試験結果の通知

試験結果は、(一財)日本データ通信協会が試験結果通知書により受験した方全員に通知します。

また、(一財)日本データ通信協会電気通信国家試験センターのホームページ(<https://www.shiken.dekyo.or.jp/>)でも可否の確認ができます。

12 問い合わせ先

申請の手続き及び受験に関する問い合わせは、試験実施予定地(受験希望地)を受け持つ下記の各事務所で受付を行います。

試験実施予定地	事務所	所在地	電話番号
札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、新潟、金沢、長野、名古屋	(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター	〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2丁目11番1号 巣鴨室町ビル6階	03-5907-6556
大阪、広島、松山、福岡、熊本、那覇	(一財)日本データ通信協会 西日本支部	〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋7番3号 郵政福祉内本町ビル2階	06-6946-1046

「別記」

1 全科目免除申請の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

全科目免除申請は、試験申請受付期間以外の期間でも申請することができます。ただし、受験での科目合格による科目免除を申請できるのは、科目合格した試験が行われた月の翌月のはじめから起算して3年以内に実施される試験の申請受付期限までです。

(2) 受付時間

(一財)日本データ通信協会事務所の窓口における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

2 試験結果の通知

全科目免除申請を受け付けたときは、原則として、申請を受け付けた日の属する月の翌月の末日までに、試験免除の可否の結果を次の区別により(一財)日本データ通信協会から申請者全員に通知します。

(1) 全部の試験科目について試験を免除する場合

ア 試験を免除する旨の通知書(以下「試験免除通知書」という。)により申請者に通知します。

イ 「試験免除通知書」については、これにより試験結果の通知を行ったものとし、試験合格とします。

(2) 上記(1)以外の場合

全部又は一部の試験科目について試験を免除しない旨の通知書(以下「要試験通知書」という。)により申請者に通知します。

3 試験免除通知書を受けた場合の資格者証交付申請の手続き

(1) 「試験免除通知書」で試験合格となった場合の試験合格日については、「試験免除通知書」に記載されています。

(2) 電気通信主任技術者資格者証の交付の申請先は、「試験免除通知書」の「資格者証交付申請のご案内」に記載されていますので、総務省の各地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所で手続きしてください。

(3) 電気通信主任技術者資格者証の交付の申請期限は、「試験免除通知書」に記載されていますので、交付申請期限までに申請して下さい。

(4) 電気通信主任技術者資格者証交付申請書に記入する受験番号は、「試験免除通知書」に記載して通知します。

4 要試験通知書を受けた場合の手続き

(1) 「要試験通知書」により全部又は一部の試験科目について、試験を免除されないこととなった場合は、その後、試験申請の受付が行われる試験申請受付期間に対応する試験実施日に試験を受けることになります。この場合の試験手数料は、要試験となった試験科目数の該当試験手数料から全科目免除手数料の9,500円を差し引いた額となります。

なお、指定された期日までに試験手数料が払込みされない場合は、受験票が送付されず受験が出来ません。指定日までに払込みをお願いします。

(2) 受験希望地の指定

全科目免除申請をする際には、「要試験通知書」により受験することとなった場合の試験の受験希望地を本公示の「試験実施予定地」の中からあらかじめ指定してください。試験実施地については、「要試験通知書」の通知後に受験票により通知します。

なお、試験実施地が変更になる場合がありますので、その時はその旨併せて通知します。

(3) 受験する試験の内容

「要試験通知書」により受験することとなった試験の内容について、すでに公示されている試験を受験する場合は、それによるものとし、それ以外の場合は次回以降の公示によるものとし、要試験通知書には試験日が記載されており、受験票は、試験日の概ね2週間前までに送付します。

(4) 電気通信主任技術者規則第10条(科目合格者に対する試験の免除)の要件を満たさなくなる場合は、試験科目の試験免除を受けることはできません。

* 新元号使用開始以降の平成31年及び平成32年の表記は、新元号の元年及び2年と読み替えることとします。